

# 公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金

## 林業就業促進資金業務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）が、林業就業促進資金貸付業務の適正な実施を図るため、林業就業促進資金貸付規程に定めるもののほか、当該資金の貸付等に関して必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2 貸付対象は、次のとおりとする。

資金の内容	貸付内容
1 就業研修資金	次に掲げる研修を受けるのに必要な費用  ア 林業労働力確保支援センターにおける研修 受講料、宿泊滞在費、大型特殊免許、林業架線作業主任者免許等、森林施業に従事するのに必用な免許取得費、実習用具等、実習教材費及びその他これらに類する経費であって当該研修の受講に必要となる経費。  イ 林家等における研修 実践研修に必要な渡航費又は旅費（現地における旅費を含む。）、現地研修費、図書、参考文献費、語学研修費、滞在費及びその他これらに類する経費であって当該研修の受講に必要となる経費。  ウ 林業短期大学等における研修 授業料、教科書・教材費、視察研修費、実習用具費、大型特殊免許、林業架線作業主任者免許等、森林施業に従事するのに必用な免許取得費、宿泊費及びその他これらに類する経費であって当該研修の受講に必要となる経費。
2 就業準備資金	次に掲げる活動を行うのに必要な費用  就業の準備を行うのに必用な就業先調査旅費、林業体験活動旅費、滞在費、地域林業者との交流会費（ただし、飲食経費を除く。）林業作業用具、移転費用、図書、参考文献費、連絡通信費及びその他これらに類する経費。

(貸付の申請及び決定並びに資金の交付の時期)

第3 資金の貸付回数は、年4回に分けて行うこととし、それに伴う貸付の申請及び決定並びに資金の交付の時期は、原則として次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日	資金の交付日
第1回	5月31日	6月30日	7月31日
第2回	8月31日	9月30日	10月31日
第3回	11月30日	12月28日	1月31日
第4回	1月31日	2月20日	3月10日

(償還期限及び償還方法等)

第4 次に掲げるものの「償還期間」は、規程第3条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

貸付金額	償還期間
30万円未満	3年以内(据置期間1年を含む。)
30万円以上かつ60万円未満	6年以内(据置期間2年を含む。)
60万円以上かつ90万円未満	9年以内(据置期間3年を含む。)
90万円以上	13年以内(据置期間4年を含む。)

2 償還方法は、原則として償還期間内の均等年譜償還とし、償還金については、第1回目に千円未満若しくは万円未満の端数を加算する。

3 毎年度の償還期限は、貸付決定期日を含む前月の20日とし次表のとおりとする。ただし、臨時の貸付については、直前の定期の貸付決定期日を含む前月の20日とする。

なお、償還予定日が土曜日又は、日曜日となる場合は直近の月曜日とする。

	第1回	第2回	第3回	第4回
償還期限	5月20日	8月20日	11月20日	1月20日

(連帯保証人)

第5 規程第4条に規定する連帯保証人を次表のとおりとする。

区分	連帯保証人	人数
個人	就業しようとする事業体の代表者	1人
兵庫県立森林大学校に入学した者	生計を一にせず、かつ、貸付額を上回る前年度所得があった県内在住の者	1人
	親権者又は後見人(申請者が未成年者の場合)	1人
森林組合以外の事業体	他の事業体の代表者	1人
(社)兵庫みどり公社 兵庫県森林組合連合会 森林組合	なし	不要

(貸付の申請)

第6 貸付申請書の提出

(1) 規程第5条の規定する申請書類等は、次のとおりとし、第2に定める提出期日までに基金に提出しなければならない。

区分	新たに林業に就業しようとする者	認定事業主
申請書類	1 貸付申請書(様式第1号) 2 事業計画書(様式第1号の1) 3 就業計画書(様式第1号の2) 4 連帯保証人の概要書(様式第1号の3) ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者については、3の提出不要。	1 貸付申請書(様式第1号) 2 事業計画書(様式第1号の1) 3 改善計画認定通知書(写し) 4 当該資金を支給する者を採用したこと、又は採用することを証明する書類。
提出部数	2部	
経由機関	事務委託機関 ※ 兵庫県立森林大学校に入学した者については、基金に直接提出	

(2) 同貸付申請書の申請者の印は、印鑑届を出しているか又は届を予定しているものとする。

(3) 借受者は、原則として自己資金も含めて別に金融機関の口座を設け、貸付金を受け入れなければならない。

## 2 貸付申請書の記載方法

(1) 貸付金額は、万円単位とし、万円未満は切り捨てるものとする。

(2) 償還方法は、均等年賦償還とし、申請額を償還回数で除して得た額に端数を生じたときは、その端数額を第1回目の償還額に加える。

(貸付の決定)

第7 基金は、貸付申請書類を受理したときは、速やかに当該申請書を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 基金は、貸付を適当と認めたときは、貸付の決定を行い、速やかに貸付決定通知書（様式第2号）を当該貸付申請者及び事務委託機関に通知するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者にかかる決定については、事務委託機関に通知しないものとする。なお、貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び資金の交付の日を定めるものとする。

(借用証書)

第8 第7の規定により貸付決定通知書を受けた貸付申請者は、貸付決定通知書に記載された期日までに借用証書（様式第3号）1通に次の書類を添付の上、貸付決定通知書により指示する期日までに事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明書

(2) 借受者が県森林組合連合会、兵庫みどり公社及び森林組合以外の法人の場合、借受者の印鑑証明書及び登記簿抄本

2 事務委託機関は、規程第7条の規定により、借用証書の提出があったときは、貸付決定通知書の写しと照合確認の上、基金が別に定める期日までに提出するものとする。

(資金の交付)

第9 基金は、借用証書を提出した者に対し、資金交付日に事務委託機関を通じて資金交付するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者に対しては、基金が直接資金交付するものとする。

この場合において資金の交付は、口座振替により行うものとする。

2 貸付決定の通知を受けた者が、資金交付日を過ぎて借用証書を提出したときは、その内容を審査した後、資金の交付を行うものとする。

(事業計画の変更)

第10 借受者は、貸付の対象となった事業計画を変更しようとする場合には、事業計画変更申請書（様式第4号）2通を事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

2 基金は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、やむを得ないと認めたときは、承認の通知を事務委託機関を経由して借受者に行うものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者に対しては、借受者に直接承認の通知を行うものとする。

(事業の実施及び報告並びに検査)

第11 借受者は、貸付金の償還が完了するまでは、事業の実施内容及び収支の状況等、経理内容を明確にするための帳簿を整理しておくものとする。

2 就業研修資金借受者は、規程第8条に規定する研修修了報告書（様式第6号）を事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

3 就業準備資金借受者は、規程第9条の雇用届出書（様式第7号）及び就業準備資金実施報告書（様式第8号）2通を事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

4 基金は、前項2及び3の報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(借受者又は連帯保証人の住所等の変更)

第12 借受者が倒産により、その債務を引継ぐ者がある場合は、債務引継申出書(様式第9号)を作成し、債務引継者の印鑑証明書を添付の上、事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

2 借受者の代表者の交代により借受代表者の変更を必要とするときは、借受事業体代表者変更届(様式第10号)により、県森林組合連合会、兵庫みどり公社及び森林組合以外の法人にあっては、登記簿抄本を添付の上、事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

3 連帯保証人が死亡等により変更した場合は、連帯保証人変更届(様式第11号)を作成し、新連帯保証人の印鑑証明書を添付の上、事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

4 借受者及び保証人が住所を変更した場合は、借受者・連帯保証人住所変更届(様式第12号)により住民票を添付の上、事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

(支払猶予)

第13 支払猶予は、次の理由に起因して償還が著しく困難である場合に限り行うこととする。

(1) 地震等の自然災害、火災及び盗難等が起こった場合。

2 償還金の支払猶予ができる額は、支払期日到来分の償還金であって、その期間は原則として1年内とする。

3 規程第10条の申請は、償還支払猶予申請書(様式第13号)とし、同条に規定する「基金の指定する証明書」とは、支払猶予の理由が災害である場合にあっては、当該申請者の住所地を管轄する市町長、死亡、病気又は負傷である場合にあっては医師、盗難にあっては当該申請者の住所地を管轄する警察署長とする。

4 基金は、同申請書を受理した場合は、その内容を検討のうえ支払猶予を承認したときは、支払猶予決定通知書(様式第14号)により借受者に通知するとともに、かつ、その旨を事務委託機関に連絡するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者にかかる承認については、事務委託機関に連絡しないものとする。

(繰上償還)

第14 借受者は、事業計画の変更等により繰上償還をする場合は、繰上償還申請書(様式第15号)2通を事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

2 基金は、同申請書を受理した場合は、その内容を検討のうえ繰上償還を承認したときは、繰上償還承認通知書(様式第16号)により借受者に通知するとともに、かつ、その旨を事務委託機関に連絡するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者にかかる承認については、事務委託機関に連絡しないものとする。

(一時償還)

第15 基金は、借受者が下記に該当した場合には、償還期限にかかわらず直ちに債務の全部又は一部の償還の請求をするものとする。

(1) 正当な理由なく借受者が、償還金の支払を怠ったとき。

(2) その他規程及び借用証書特約条項に違反したとき。

(借受辞退)

第16 貸付申請者は、貸付決定通知を受領した後において借受辞退をする場合には、貸付決定取消申請書(様式第17号)により、事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

(貸付台帳の整備)

第17 基金は、貸付の決定をしたときは、貸付台帳(様式第18号)により整備するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 3 月 30 日付け林第 2150 号知事の認可承認済)
- 4 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

